

仕 様 書

1 業務名

令和7年度久留米競輪場清掃業務

2 業務目的

選手宿舎を除く競輪場内の清掃を行うことで、競輪場の美観を維持し、施設利用者に清潔且つ快適な環境を提供することを目的とする。

3 業務場所

久留米競輪場（久留米市野中町2番地）

4 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の下表（1）から（8）とする。

なお、（1）から（8）に示す日数は、令和7年1月時点の見込みによる予定日数であり、以下①～③等の要因により日数は変動する場合がある。また、開催の中止又は順延に伴って委託者が業務実施日の変更を指示することがある。

番号	区分	日数	内訳
(1)	開催日（日中）	175 日	本場GⅢ 4 日
			場外 171 日
(2)	開催日（日中＋ナイター）	75 日	本場ナイター 34 日
			場外ナイター 41 日
(3)	開催日（ナイター）	10 日	本場ナイター 5 日
			場外ナイター 5 日
(4)	走路清掃（前検日）	21 日	—
(5)	走路清掃（本場GⅢ）	4 日	—
(6)	走路清掃（本場ナイター）	39 日	—
(7)	走路清掃（本場ミッドナイト）	21 日	—
(8)	定期清掃（本場GⅢ別途清掃含む）	20 回	定期清掃 18 回
			本場GⅢ清掃 2 回

① 天災その他やむを得ない事由による中止

② 制度改正

③ 日程調整

5 業務の基本的事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づいて誠実に遂行しなければならない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、経験豊富な作業員を配置しなければならない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、委託者と協議の上、対応可能なものについては契約金額を変更することなく、委託者の指示に従い業務を実施するものとする。
- (4) 委託者は、受託者の業務実施内容が本仕様書に適合していないと認めたときは、業務の手直しを受託者に命ずることができる。
- (5) 受託者は、本業務を統括する責任者（以下「責任者」という。）を作業員の中から選任し、本業務の統括及び指揮監督その他一切の事項を処理させるものとする。なお、責任者は誠実且つ善良なる管理者の注意義務をもって業務をもって業務を完遂するものとする。
- (6) 作業員は、受託者名入りの統一した作業服を着用するものとし、事故防止、機密保持その他執務規則を厳守するとともに、常に言動、態度を良くし、来場者に不快の念を与えないようにしなければならない。
- (7) 競輪場施設の美観の保持を十分考慮して業務を実施しなければならない。
- (8) 競輪場施設、設備機器、備品等の破損及び落書き等を発見した時は、直ちに委託者に報告し、指示を受けなければならない。
- (9) 業務を実施するために使用する材料及び機器等は建築物の構造及び材質を破損又は変質させないような品質良好なものを選択しなければならない。また、新製品を使用する場合は、十分なテスト検証を行ったうえで、委託者からの使用承諾を受けなければならない。
- (10) 本業務に必要な機材、器具、消耗品（ゴミ袋、汚物袋、特殊洗剤等）、作業服は受託者の負担とする。但し、主に来場者が使用する消耗品（石鹼、石鹼液、消臭剤、トイレトペーパー等）及び受託者が本業務を実施するにあたって生じる光熱水費は、委託者の負担とする。
- (11) 本業務の実施にあたっては、節電、節水に努めなければならない。
- (12) トイレ内の石鹼、石鹼液、消臭剤、トイレトペーパー等の消耗品の残量を随時点検し、不足が生じる場合は速やかに補充し、来場者に不便が生じないようにしなければならない。
- (13) 収集したごみを燃やせるごみと資源物（缶、瓶、ペットボトル等）に分別し、所定の場所（別図3参照）に搬入すること。なお、燃やせるごみは、市指定の事業所用指定袋内に入れて搬入すること。
- (14) ごみ箱が汚れないように、ごみ箱の中に必ずビニール袋を入れること。
- (15) 各施設の清掃を完了した後は、必ず施錠確認を行い、責任者が鍵を所定の場所に返納すること。

6 清掃の種類

- (1) 受託者は、開催日清掃、走路清掃、定期清掃の3種類の清掃を行うこと。
- (2) 開催日清掃は、営業日に実施するものとする。
- (3) 走路清掃は、本場開催日及び前検日に実施するものとする。
- (4) 定期清掃は、本場GⅢ清掃を除いて非開催日に実施するものとする。

7 開催日清掃について（業務場所及び業務内容）

開門：（日中） 9 時 4 5 分／（ナイター） 1 4：4 5

最終レース：（日中） 1 6 時 4 5 分頃／（ナイター） 2 0 時 4 5 分頃

＜第 5・6 投票所＞ ※別図 1 参照

(1) 業務場所・面積等

場所	面積・数量等	清掃日	備考
客溜りフロア床面	2,000 m ²	開催日	塩ビシート床・マット・喫煙所
トイレ床面	—		モザイクタイル 業務内容は 7 項末の共通事項参照
トイレ洗面器	22 個		
トイレ大便器	19 個		
トイレ小便器	26 個		
屋上排水管	—		排水管付近の落葉の状況を確認し、排水管が詰りそうな時は除去すること。

(2) 業務内容

項目	内容	備考
全般	①開門時間までに清掃を完了させること。 ②最終レース終了後に清掃を完了させること。	開門～最終レース終了までの間は、適宜巡回清掃を行うこと。
床面	①椅子等の移動が容易な備品は移動させて、床面を丁寧に掃き拭きすること。	移動させた備品は確実に所定の位置に戻すこと。
マット	①電気掃除機で除塵すること。 ②電気掃除機で除去できない汚れがある場合は、適性洗剤によって汚れを除去すること。	
空気清浄機 灰皿・ゴミ箱	①営業時間中、常に清掃を行うこと。特に、灰皿の清掃を行う際は火気に十分に注意すること。	空気清浄機はフィルターを含む。
その他	①椅子、机、カウンター、ドアノブ、手摺、窓硝子は適宜清掃を行い、美観の保持に努めること。 ②レース中に清掃を行う場合は特に、来場者に不快感を与えないように注意すること。	

※定期清掃により、年 6 回、床面洗浄及びワックス掛けを行うこと。その内、1 回は剥離洗浄ワックス掛けを行うこと。

※定期清掃においては、塩ビシート、ピータイル等の床面は、剥離剤、清水等による汚れの除去を行い、床材に合わせた良質の樹脂ワックスをムラが出ないように均一に塗布し、フロアーマシンによる艶出しを行うこと。

＜正源氏プラザ＞ ※別図 2 参照

(1) 業務場所

場所	面積・数量等	清掃日	備考
床面	380 m ²	開催日	1 階のみ・ピータイル敷

(2) 業務内容

項目	内容	備考
全般	①開門時間までに清掃を完了させること。 ②最終レース終了後に清掃を完了させること。	開門～最終レース終了までの間は、適宜巡回清掃を行うこと。
床面	①ほうき及びモップ等で除塵した後、清水を強く絞ったモップで水拭きを行うこと。 ②モップ水拭きで除去できない汚れがある場合は、適性洗剤によって汚れを除去すること。	
灰皿 ごみ箱	①営業時間中、常に清掃を行うこと。特に、灰皿の清掃を行う際は火気に十分に注意すること。	
その他	①椅子、机、カウンター、ドアノブ、手摺、窓硝子は適宜清掃を行い、美観の保持に努めること。 ②レース中に清掃を行う場合は特に、来場者に不快感を与えないように注意すること。	

※定期清掃により、年 2 回（6 月、12 月）床面洗浄及びワックス掛けを行うこと。その内、1 回は剥離洗浄ワックス掛けを行うこと。

※定期清掃においては、塩ビシート、ピータイル等の床面は、剥離剤、清水等による汚れの除去を行い、床材に合わせた良質の樹脂ワックスをムラが出ないように均一に塗布し、フロアーマシンによる艶出しを行うこと。

＜サービスセンター＞ ※別図 3 参照

(1) 業務場所

場所	面積・数量等	清掃日	備考
1 階床	596 m ²	開催日	ピータイル・喫煙所
1 階トイレ床面	—		モザイクタイル 業務内容は 7 項末の共通事項参照
1 階トイレ洗面器	5 個		
1 階トイレ大便器	5 個		
1 階トイレ小便器	4 個		

(2) 業務内容

項目	内容	備考
全般	①開門時間までに清掃を完了させること。 ②最終レース終了後に清掃を完了させること。	開門～最終レース終了までの間は、適宜巡回清掃を行うこと。

床面	①椅子等の移動が容易な備品は移動させて、床面を丁寧に掃き拭きすること。 ②ピータイル床は、ほうき及びモップ等で除塵した後、清水を強く絞ったモップで水拭きを行うこと。 ③モップ水拭きで除去できない汚れがある場合は、適性洗剤によって汚れを除去すること。 ④雨（雪）天時は、作業に万全を期すこと。	移動させた備品は確実に所定の位置に戻すこと。
マット	①電気掃除機で除塵すること。 ②電気掃除機で除去できない汚れがある場合は、適性洗剤によって汚れを除去すること。	
空気清浄機 灰皿・ごみ箱	①営業時間中、常に清掃を行うこと。特に、灰皿の清掃を行う際は火気に十分に注意すること。	空気清浄機はフィルターを含む。
その他	①椅子、机、カウンター、ドアノブ、手摺、窓硝子は適宜清掃を行い、美観の保持に努めること。 ②レース中に清掃を行う場合は特に、来場者に不快感を与えないように注意すること。	

※定期清掃により、年6回、床面洗浄及びワックス掛けを行うこと。その内、1回は剥離洗浄ワックス掛けを行うこと。

※定期清掃においては、塩ビシート、ピータイル等の床面は、剥離剤、清水等による汚れの除去を行い、床材に合わせた良質の樹脂ワックスをムラが出ないように均一に塗布し、フロアマシンによる艶出しを行うこと。

<バック下特別観覧席> ※別図4参照

(1) 業務場所

場所	面積・数量等	清掃日	備考
バック下特別観覧席	849 m ²	開催日	カーペット・喫煙所
トイレ	大便11、小便9 洗面10		業務内容は7項末の共通事項参照
喫煙所			東側入口付近に設置

(2) 業務内容

項目	内容	備考
全般	①開門時間までに清掃を完了させること。 ②最終レース終了後に清掃を完了させること。	開門～最終レース終了までの間は、適宜巡回清掃を行うこと。
マット	①電気掃除機で除塵すること。 ②電気掃除機で除去できない汚れがある場合は、適性洗剤によって汚れを除去すること。	
灰皿・ごみ箱	①営業時間中、常に清掃を行うこと。特に、灰皿の清掃を行う際は火気に十分に注意すること。	

その他	①椅子、机、カウンター、ドアノブ、手摺、窓硝子は適宜清掃を行い、美観の保持に努めること。 ②レース中に清掃を行う場合は特に、来場者に不快感を与えないように注意すること。	
-----	---	--

※定期清掃により、年2回、カーペットの全面洗浄を行うこと。

※定期清掃においては、カーペットは、電気掃除機により塵、埃等を除塵し、汚物、汚点等は材質を傷めないよう適性洗剤で除去すること。

<競輪場内・周辺> ※別図5・6・7参照

(1) 業務場所

場所		面積・数量等	清掃日	備考
場内全般		5,000 m ²	開催日	舗装箇所
場内トイレ	東門内側トイレ	大便5、小便4 洗面3、身障1		業務内容は7項末の共通事項参照
	東門外トイレ	大便1、小便2 洗面1		
	第1投票所トイレ	大便4、小便4 洗面4		
	旧正門トイレ	大便5、小便4 洗面3、身障1		
	旧集計センター横トイレ	大便4、小便5 洗面2		
	第5駐車場トイレ	大便2、小便1 洗面2		
	選手道場入口トイレ	大便1、小便1 洗面1		
	選手道場内トイレ	大便3、洗面2		
	下記者席トイレ	大便1、小便1 洗面1		
	監督官室前トイレ	大便1、小便1 洗面1		
観戦スタンド		7,000 m ²		サイドスタンド
観戦スタンド椅子		2,088 個		バックスタンド
第2投票所カウンター		1 箇所		
正門から競輪場バス停を経て参道入口までの沿道		2,000 m ²	随時	
競輪場バス停から第1駐車場までの沿道		7,300 m ²		

第1駐車場	12,000 m ²		
第2駐車場	1,860 m ²		
第3駐車場	2,840 m ²		
第5駐車場	18,600 m ²		

(2) 業務内容

項目	内容	備考
場内全般 観戦スタンド スタンド椅子	①開門時間までに掃き掃除、ごみ箱、灰皿等の清掃を天候の如何に関係なく行うこと。 ②清掃終了後は作業員を常駐させ、最終レース終了時まで箒及びごみ取りを持って常時巡回し、車券・スポーツ新聞(予想紙含む)その他の塵芥等のごみを収集し、美観の保持に努めること。 ③容易に移動できる備品は移動して、丁寧に清掃すること。移動した備品は清掃後、元の位置に戻すこと。 ④スタンド椅子、投票所窓カウンターは、雑巾で水拭きにて完全に汚れを落としたうえで拭きあげること。雨天時は、随時乾いた雑巾で拭きあげること。 ⑤レース中に清掃を行う場合は特に、来場者に不快感を与えないように注意すること。 ⑥最終レース終了後は、完全清掃し終了すること。	清掃区域と隣接する箇所で、競輪場来場者が排出したと思われるごみ(車券・スポーツ新聞・予想紙等)も収集し、美観の保持に努めること。
沿道 駐車場	①開門時間までに箒及びごみ取りを持って、車券・スポーツ新聞(予想紙含む)その他の塵芥等のごみを収集し、美観の保持に努めること。 ②最終レース終了後に、正門から参道入口までの沿道について、上記①を実施すること。	

＜トイレ業務内容＞ ※各施設内トイレ共通事項

- ①開門時間までに清掃を完了し、その後は、最終レース終了までは適宜巡回清掃し、常に美観の保持に努めること。また、最終レース終了後は、完全清掃し終了すること。
- ②トイレのタイル床は、箒及びモップ等で除塵した後、水拭きして拭きあげて、常に清潔な状態を保つこと。また、汚れがひどい箇所は適宜、適性洗剤により除去すること。
- ③衛生陶器類は、水洗いして拭きあげて、常に清潔を保つこと。また、汚れがひどい箇所は適宜、適性洗剤により除去すること。
- ④洗面台、鏡等は、適切な方法で拭きあげる、または、乾拭きし、常に良好な状態を保つこと。
- ⑤ドア及び間仕切りは乾拭きし、金属部分は磨くこと。
- ⑥石鹼、石鹼液、消臭剤、トイレットペーパー等は、随時補充しておくこと。
- ⑦灰皿、汚物入れ等は、常に清潔を保つこと。特に灰皿は火気に十分注意すること。
- ⑧便器、洗面所等の簡単な詰りは解消すること。
- ⑨営業時間中は、来場者に不快感を与えないように清掃すること。

8 走路清掃について

＜競輪場走路等＞ ※別図 8 参照

(1) 業務場所

場所	面積・数量等	清掃日	備考
走路	1 周 400m	前検日	舗装
地下通路	180 m ²	本場開催日	カーペット

(2) 業務内容

時期	項目	内容
前検日	走路	①地元選手練習終了時刻（１０時３０分）までに、走路外周(G)、走路フェンス付近(F)の清掃を完了すること。 ②地元選手練習終了後から１１時３０分（ナイター・ミッドナイト：１４時３０分）の参加選手練習開始前までに、走路内（A～E）の掃き掃除及び塵芥の収集を行うとともに、レース開始できる状態かどうか最終点検を行い、清掃状態に不足がある時は至急対応すること。
	地下通路	①地元選手練習終了時刻（１０時３０分）までに、清掃を完了すること。
本場開催日 (レース前)	走路	①参加選手練習開始時刻（日中：８時３０分、ナイター：１３時３０分、ミッドナイト：１９時００分）までに、走路内（A～E）の掃き掃除及び塵芥の収集を行うこと。 ②参加選手練習終了（練習開始から約１時間後）の後に、走路（B・D・E）の掃き掃除並びに走路フェンス付近（F）の清掃を行うこと。
	地下通路	①参加選手練習終了（練習開始から約１時間後）の後に、清掃を行うこと。
本場開催日 (各レース終了直後)	走路	①次レースの出場選手の脚見せの後、作業員２名で走路内（B）の掃き掃除を行うこと。
—	その他	①走路は、全体が内側に傾斜していて、特にコーナーは急角度になっているため、事故がないよう十分に注意して清掃を行うこと。 ②走路に付着した鳥の糞等は、走路を傷めないように注意して除去すること。 ③地下通路のカーペット床は、専用掃除機で塵等を除塵し、汚れのひどい場所は、材質を傷めないように注意して適性洗剤で除去すること。また、壁面に汚れ、蜘蛛の巣等があった場合は除去すること。 ④レース開始後は、作業員を常駐させて清掃を行うこと。 ⑤レース中は、走路の状況を監視し、係員等からの呼び出しに応じられるように待機しておくこと。 ⑥清掃についての委託者から指示を受けた場合は、直ちに対応すること。 ⑦清掃業務は、委託者が随時検査するものとし、委託者による完了の確認を受けなければならない。

9 定期清掃

(1) 第5・6投票所の床面洗浄及びワックス掛け

詳細は「7. 開催日清掃について（業務場所及び業務内容）」の第5・6投票所を参照のこと。

(2) 正源氏プラザにおける床面洗浄及びワックス掛け

詳細は「7. 開催日清掃について（業務場所及び業務内容）」の正源氏プラザを参照のこと。

(3) サービスセンターの床面洗浄及びワックス掛け

詳細は「7. 開催日清掃について（業務場所及び業務内容）」のサービスセンターを参照のこと。

(4) バック下特別観覧席の床面洗浄及びワックス掛け

詳細は「7. 開催日清掃について（業務場所及び業務内容）」のバック下特別観覧席を参照のこと。

(5) 集計センタートイレ

下記のトイレを定期的に清掃すること。

場所	数量	清掃日	備考
集計センター2階	大便4、小便3 洗面3	週1回	塩ビシート
集計センター3階	大便2、小便1 洗面2		ミカゲ石

(6) 場内フロアマット洗浄

下記に示すフロアマットを年に6回洗浄すること。

場所	マット枚数	清掃日
サービスセンター	8枚	年6回程度 (概ね2か月毎)
第5・6発売所	19枚	
正源氏プラザ	12枚	
アザレア特別観覧席・来賓席	9枚	
バック下特別観覧席	10枚	
集計センター	2枚	
敢闘門付近通路	10枚(48.5㎡)	
出走直前控室	3枚(23㎡)	

(7) 本場GⅢ清掃

本場GⅢ（久留米記念）開催の場合は、別途下記の箇所の清掃を行うものとする。

場所	面積・数量等	清掃日	備考
アザレア 特別観覧席 ※別図9参照	床(カーペット)450㎡ 大便6、小便3、 洗面4、 管理区域までの階段 及び渡り廊下	前検日 本場開催日	・開催日は、日中2回清掃を行うこと ・最終レース終了後にごみ箱内のごみを収集すること ・前検日、最終日の最終レース終了後にカーペット清掃を行うこと

10 業務委託料について

開催日清掃及び走路清掃の1日当たりの業務委託料は契約金額によることとする。定期清掃の業務委託料は年間合計額を12で除して算出した1ヶ月当たりの金額によることとする。

なお、請求については、以下(1)～(3)のとおりとする。

- (1)受託者は、業務期間中1ヶ月毎に、当該月の実績に基づいて、業務完了報告書及び請求書を委託者に提出し、委託者は適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者へ支払うものとする。
- (2)業務完了報告書及び請求書は、本場開催と場外発売の区分を記載することとする。本場開催については開催回次を記載することとする。
 - ・本場開催の区分：開催日清掃のうち本場ナイター及び本場日中開催日の分、走路清掃
 - ・場外発売の区分：開催日清掃（本場開催の区分を除く）、定期清掃※本場ミッドナイトで場外発売がある日の開催日清掃は、場外発売の区分とする。
- (3)請求書には、本場開催の回次ごとの小計及び場外発売の小計を記載するものとする。開催日清掃・走路清掃・定期清掃の別、1日当たり単価及び日数、1ヶ月当たりの単価を明細に記載することとする。
- (4)開催が途中で中止となった場合の開催清掃の1日当たりの業務委託料は、実際の営業時間に1時間を加算した時間を、当初予定していた営業時間（(日中)は7時間、(日中+ナイター)は11時間）で除した値を契約金額に乗じて算出するものとする。ただし、算出した金額が契約金額を超える場合は契約金額通りとする。
- (5)開催が途中で中止となった場合の走路清掃の1日当たりの業務委託料は、実際に実施したレース数を、その日に予定していた全レース数で除した値を契約金額に乗じて算出するものとする。

11 その他

- (1)来場者及び競輪場周辺住民から、競輪場区域の美観について苦情若しくは要望が委託者に寄せられた場合は、迅速に対応すること。
- (2)その他、必要な事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

【暴力団排除に関する事項】

受注者は、当該業務の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。